

(21) 幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）
（抄）

（交付の対象及び補助率等）

第3条 文部科学大臣は都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、次の区分により予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(1) (略)

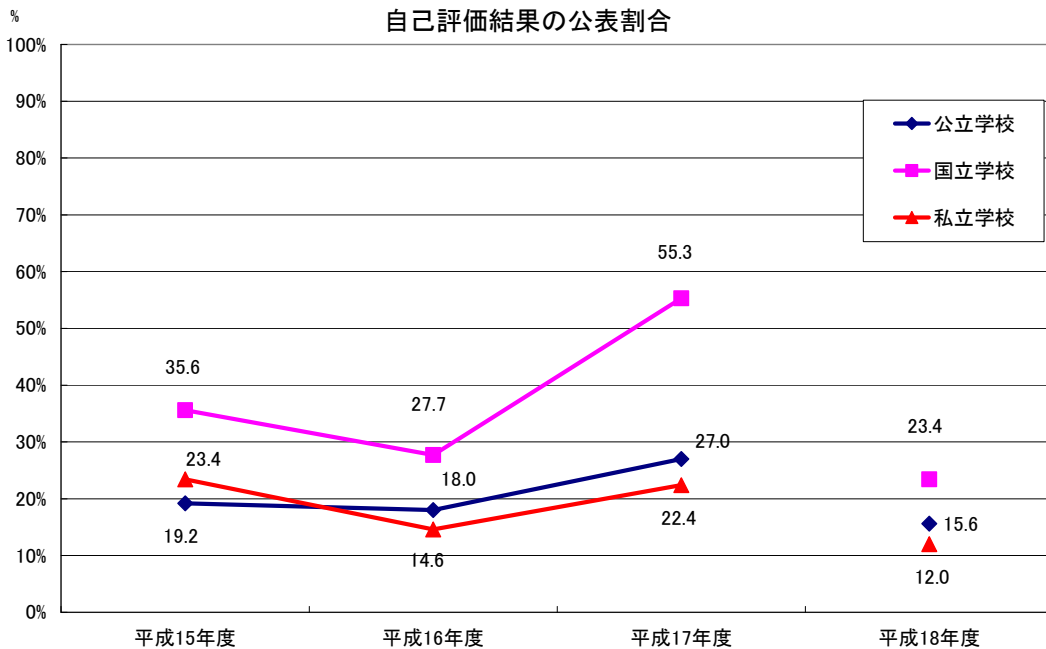
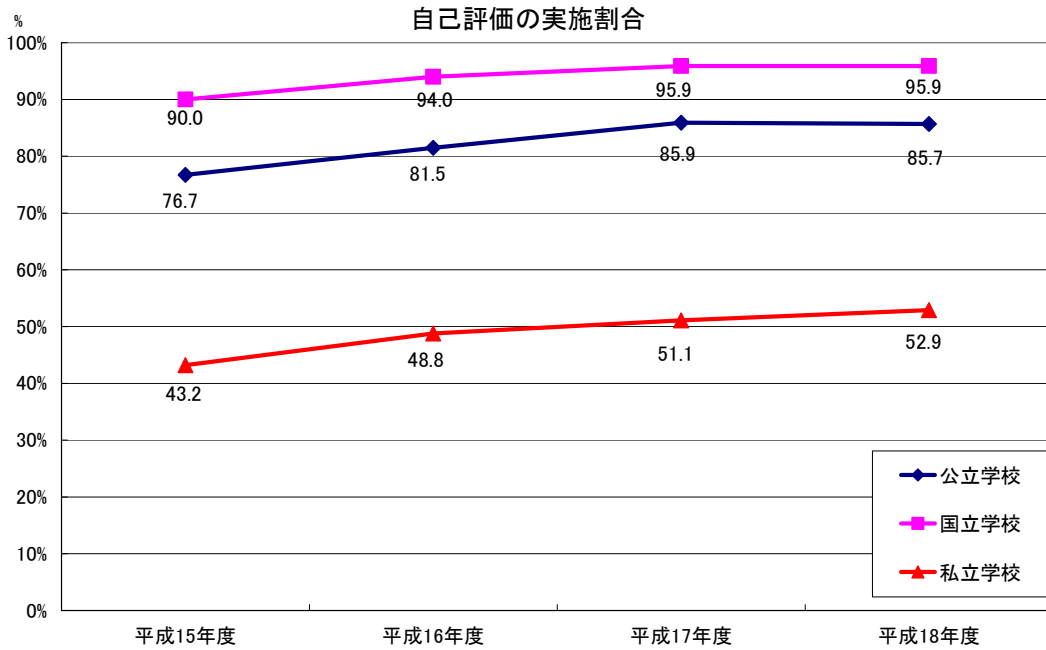
(2) 当該市町村の住民で市町村立幼稚園又は私立幼稚園に就園する幼児に関して市町村が行う就園奨励事業

2 補助対象経費及び補助率は、次に掲げるとおりとする。

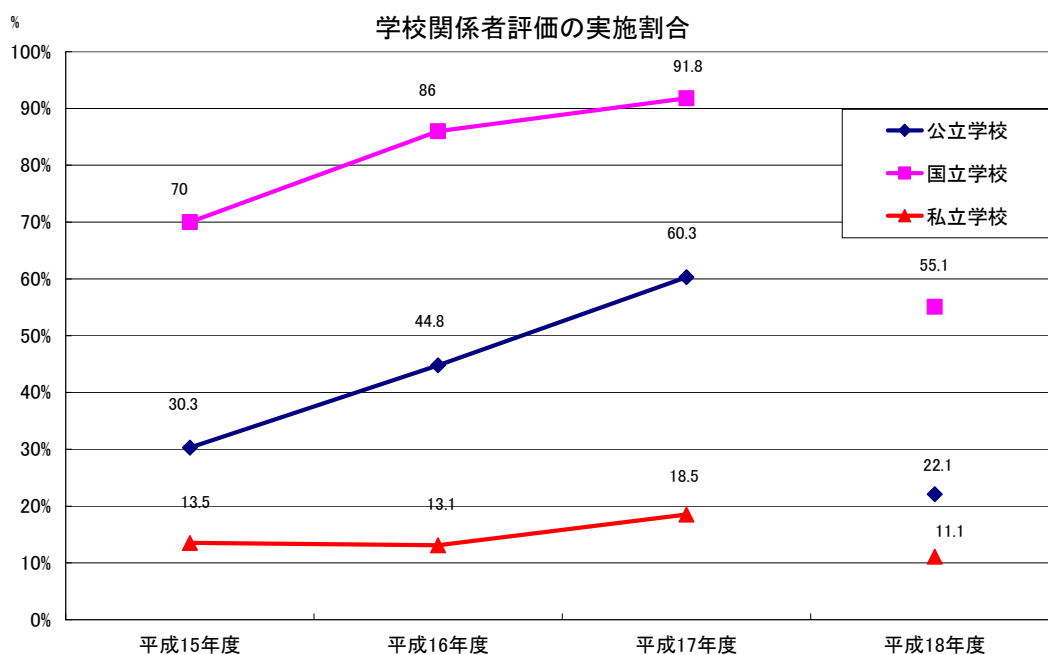
補助対象経費	補助率	区 分
入園料，保育料の合計額	3分の1以内	① 下記②及び③以外の都道府県及び市町村
	4分の1以内	② 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算出した基準財政収入額を、同法第11条の規定により算出した基準財政需要額で除して得た数値（財政力指数）の、交付決定年度の前々年度までの3か年の平均値（以下「平均財政力指数」という。）が1.00を超える指定都市
	4分の1以内	③ 特別区

3 (略)

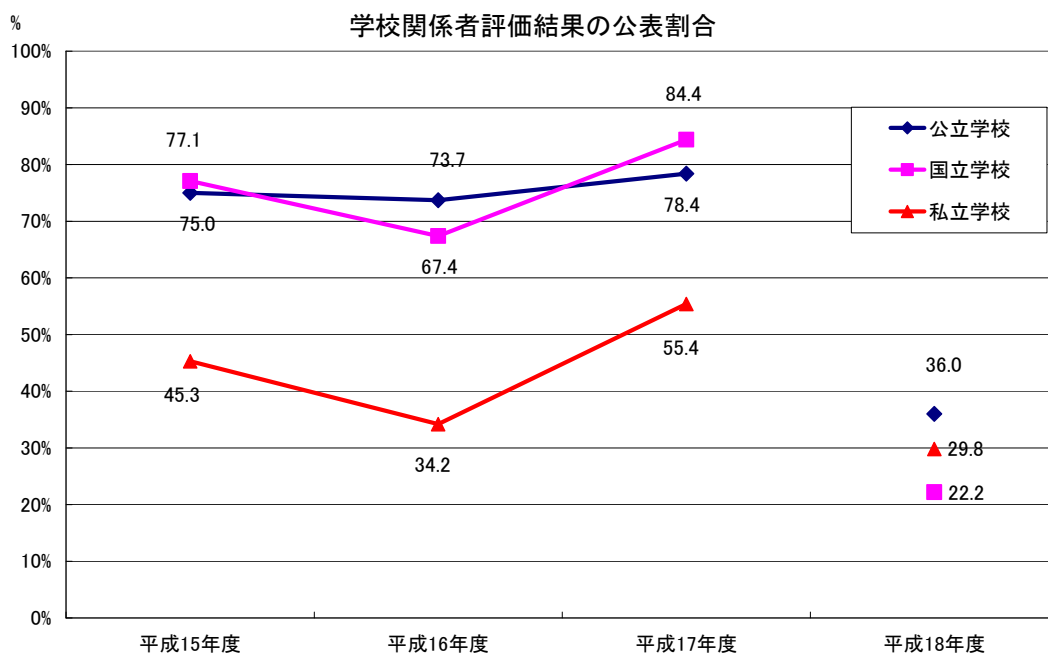
(22) 幼稚園における学校評価の実施状況



自己評価実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成 15～17 年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。



平成 15～17 年度は、外部(学校評議員、PTA 役員、地域住民、有識者等)評価及び外部アンケート等(適切な自己評価のために、アンケートや懇談会等を活用して児童生徒、保護者、地域住民からの具体的な意見や要望、授業評価などを把握すること)の実施状況。平成 18 年度は、学校関係者(保護者や地域住民などの学校関係者)評価の実施状況。



平成 15～17 年度は、外部評価及び外部アンケート等実施園のうちその結果を公表している園の割合。平成 18 年度は学校関係者評価実施園のうちその結果を公表園の割合。なお、平成 15～17 年度は「公表」を広く定義し、「学校評議員への説明」等を含めて調査を実施していた。

(23) 「幼稚園における学校評価」今後の方向性

